



指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

児童福祉法に基づき、次のとおり、指定障害児通所支援事業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の概要

- (1) 名称 株式会社ゆあネット
- (2) 代表者 代表取締役 松岡 徹
- (3) 所在地 千葉県我孫子市我孫子3丁目32番12号

2 事業所の概要

- (1) 名称 こぱんはうすさくら 大津ヶ丘教室
- (2) サービスの種類 児童発達支援(定員10名)
- (3) 所在地 柏市塚崎1311-5

3 処分内容

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し

処分年月日:令和7年3月27日

処分効力発生年月日:令和7年6月1日

4 処分理由

障害児通所給付費の不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第6号該当)

令和元年6月から令和6年3月までの4年10か月間、児童発達支援管理責任者が不在であったにもかかわらず、不当に個別支援計画未作成減算及び児童発達支援管理責任者欠如減算の算定を行わず、過大に障害児通所給付費を請求し受領した。

5 本市の返還等請求額

約9,475万円

※不正に受領していた障害児通所給付費約6,768万円及び児童福祉法の規定による加算金約2,707万円(障害児通所給付費約6,768万円の100分の40)の合計額

6 その他

利用者の処遇について、処分効力発生日までに遺漏なく他事業所への引継ぎを行う必要があるため、別途その結果の報告を求める行政指導を行う。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市福祉部指導監査課

電話 04-7167-1625/FAX 04-7162-0585